

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律に基づくあっせん事業に関する細則

(平成 26 年 2 月 27 日制定)

改正 2022 年 2 月 8 日改正 2024 年 1 月 22 日改正

2024 年 11 月 21 日改正 2024 年 12 月 4 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、東京弁護士会紛争解決センター(以下「本センター」という。)が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成 25 年法律第 48 号。以下「ハーグ条約実施法」という。)に基づく子の返還又は面会その他の交流を合意により実現するための協議のあっせん事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第 2 条 本事業は、ハーグ条約実施法に基づき外務大臣の援助の決定(以下「援助決定」という。)を受けた事案に係る子の返還又は面会その他の交流を協議の対象とする。

2 前項に規定するほか、本センターは、子の監護に関連する事項を、本事業における協議の対象とすることができる。

(言語)

第 3 条 本事業は、日本語により対応するものとし、必要に応じて英語その他の外国語により対応する。

(利用回数等)

第 4 条 本事業におけるあっせん手続の利用は、1 人につき 1 回に限る。

(あっせん人の選任)

第 5 条 本センターは、あっせんの申立てを受理した場合は、あっせん人の候補者を登載した名簿(以下「名簿」という。)に登録された者の中から、あっせん人 2 名を選任する。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、名簿に登録された者の中から、あっせん人を選任することができる。

(あっせんの申立て)

第 6 条 申立人は、あっせんの申立てに当たり、紛争解決センター手続規則第 6 条各号に掲げる書類のほか、次の各号の書類のいずれかを本センターに提出しなければならない。

(1) 援助決定通知書の写し

(2) 外務省作成の「ハーグ条約に基づく手続について」と題する書類の写し

2 前項の書類の提出は、電子メールによって行うことができる。

3 本センターは、第 1 項の書類が英語その他の外国語により記載されている場合は、日本語に翻訳された書類の提出を求めることができる。この場合において、あっせん人

が翻訳の範囲等について指示をしたときは、申立人は、当該指示に従わなければならない。

(被申立人への参加呼びかけ)

第7条 あっせん人は、中立性を害さない限度で、あっせん手続に参加するように被申立人を説得するように努める。

(運営事務の分担等)

第7条の2 あっせん人は、あっせん手続において、紛争解決センター手続規則及び前条に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 申立人及び被申立人への連絡事務（英語その他の外国語による対応を含む。）
- (2) 本センターが発出する通知文書の作成事務（英語その他の外国語による対応を含む。）
- (3) あっせん手続が終了した後に外務省へ提出すべきあっせん事案報告書（事案の概要、手続の経過、結論、あっせん人の所感及び意見等の内容を含む文書をいう。）の作成

(被申立人の書類の提出)

第8条 被申立人は、答弁書及び答弁を基礎づける証拠があるときは証拠書類の写しを提出することができる。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する書類の提出について準用する。

(個人情報保護)

第9条 本センターは、あっせん手続の開始に当たり、当事者の住所、連絡先等の個人情報について、相手方当事者に開示することの可否に関する希望を聴取した上で、厳正かつ慎重に取り扱う。

2 本センターは、当事者及びあっせん手続の経過に関する情報を、外務大臣への報告その他本事業に必要な限度で第三者に提供することができる。

(期日の実施)

第10条 当事者は、インターネットテレビ会議システム(スカイプ等)又は電話を利用して期日に出席することができる。この場合において、インターネットテレビ会議システム(スカイプ等)を利用するための通信環境は、当事者が準備しなければならない。

(通訳人及び翻訳)

第11条 本センターは、通訳人が必要であるとあっせん人が判断したときは、あっせん期日に通訳人を選任する。ただし、当事者が第14条第4項に規定する費用を支払わないときは、この限りでない。

2 本センターは、当事者から提出された書類について、日本語又は相手方当事者が使用可能な言語に翻訳することが必要であるとあっせん人が判断したときは、当該書類をあっせん人が指定する言語に翻訳する。ただし、当事者が第14条第4項に規定する費用を支払わないときは、この限りでない。

(和解契約書の作成)

第 12 条 和解契約書は、日本語及び英語その他の当事者が使用可能な言語により作成する。

- 2 本センターは、和解契約書を当事者(代理人を含む。)に直接交付し、又は配達証明付書留郵便(国際郵便の場合を含む。)により送付する。ただし、紛争解決センター手続規則第 20 条の 2 の方法により和解契約書を作成した場合は、この限りでない。

(仲裁手続)

第 13 条 あっせん人は、あっせん手続の事者間において、仲裁合意が成立したときは、紛争解決センター手続規則で定めるところにより、仲裁手続を開始する。

- 2 仲裁廷は、当事者双方の申立てがあるときは、その和解の合意を内容とする決定をすることができる。
- 3 仲裁決定は、日本語及び英語その他の当事者が使用可能な言語により作成される。
- 4 第 2 項の決定は、仲裁判断と同じ効力を有する。

(費用)

第 14 条 本事業におけるあっせん手続に関する費用(消費税別)は、次に掲げるとおりとする。ただし、当事者は、援助決定(継続支援を含む。)に基づき外務省が当該費用を負担する場合は、当該費用を負担しない。

- (1) 申立手数料 1 事案につき 1 万円
 - (2) 期日手数料 1 期日につき 6 万 8000 円(あっせん人補の選任がない場合は、6 万 5000 円)。ただし、1 期日が 4 時間を超えた場合は、本センターは、2 回の期日を同日に連続的に開催したものとみなし、2 期日分の期日手数料とすることができる。
 - (3) 事務管理費 1 期日につき 1 万 5000 円
 - (4) 個別事案に関する報告書(個別事案の終了時)の作成手数料 1 事案につき 3 万円
 - (5) 最終報告書(各年度の本事業の終了時)の作成手数料 1 万 5000 円
 - (6) 翻訳費、通訳費、通信費及び交通費 実費
 - (7) 謄写費用 1 枚につき 30 円
- 2 前項の規定にかかわらず、当事者は、本事業におけるあっせん手続の利用について、外務省から継続支援を受けられなかった場合は、あっせん期日 1 期日につき各自 2 万 7500 円の期日手数料を負担する。
 - 3 当事者は、子の返還及び面会その他の交流に関する事項以外の事項が和解の内容に含まれる場合は、当該各事項に対し、紛争解決センター手数料規則で定める成立手数料を負担する。
 - 4 当事者は、翻訳及び通訳に係る費用が外務大臣が定める援助額を超えた場合は、当該超過部分の費用を負担する。

(その他)

第 15 条 この細則に定めのない事項については、紛争解決センター手続規則の定めるところによる。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て公示した日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(2022 年 2 月 8 日改正)

第 11 条及び第 14 条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日(2022 年 6 月 16 日)から施行する。

附 則(2024 年 1 月 22 日改正)

第 7 条の 2（新設）並びに第 14 条第 1 項第 2 号及び第 2 項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2024 年 11 月 21 日改正)

第 14 条第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 8 号まで、第 2 項並びに第 3 項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て公示し、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2024 年 12 月 4 日改正)

第 12 条第 2 項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（2025 年 1 月 23 日）から施行する。